HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

兵ト協ニュース

2012.5 No.310

しあわせの村の花菖蒲（神戸市）

社団法人 兵庫県トラック協会
責任者　太田啓三
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27　電話（078）882-5556　FAX（078）882-5565
ホームページ：http://www.hyotokyo.or.jp/　　メールアドレス：hta@hyotokyo.or.jp

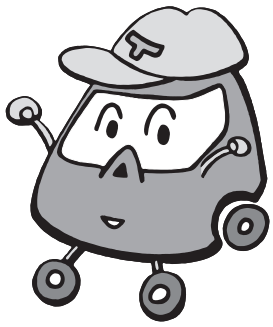

もくじ

○ 行政からのお知らせ
（国土交通）フェリー船内における事故防止対策の徹底について…… 1
平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ASV）の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対する支援のための補助制度を開始します…… 2
平成24年度整備管理者選任前研修を実施します …… 4
トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルをつくりました 6
平成24年度「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）の募集について …… 8
（総　務）「電波利用環境保護周知啓発強化期間」及び「不法無線局対策強化期間」のお知らせ…… 10
（兵庫県）光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について 11
平成24年度クリーンアップひょうごキャンペーンについて …… 12
（全ト協）「就職・採用活動の改善に向けて」の送付について…… 13
背高国際海上コンテナに係る平成24年度「高さ指定道路」指定要望とりまとめ依頼について…… 15
平成24年度　輸送秩序確立運動実施 …… 17
○神戸市消防局からのお知らせ
危険物安全週間が実施されます…… 18
○自動車事故対策機構からのお知らせ
平成24年度運行管理者等一般講習　開催のご案内 …… 19
○事務局からのお知らせ
「優良自動車運送事業者表彰」について…… 20
第36回近代化融資及びポスト新長期融資並びに特別増車融資の申込について（ご案内）…… 30
セーフティネット制度を利用した融資に伴う会員事業者への信用保証料及び利子補給助成金交付要綱…… 37
県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き」贈呈式を行いました…… 40
運輸安全マネジメント研修会のご案内…… 41
第52回通常総会（決算）のご案内 …… 43
○陸災防のページ
「第31回近畿フォークリフト運転競技大会」参加（推薦）選手の募集 …… 44
フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）のご案内 …… 47
はい作業主任者技能講習会のご案内…… 50
○ 会員だより…… 55
○ 協会日誌…… 57

行政からのお知らせ

国土交通

国自安第99号
平成24年3月30日

社団法人全日本トラック協会会長　殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

フェリー船内における事故防止対策の徹底について

事業用貨物自動車の事故防止対策の徹底については、以前から機会あるごとに注意喚起を図ってきたところですが、去る1月、フェリーターミナルに停泊中のフェリーの車両甲板において、トラクタとトレーラの連結作業を行っていた運転者が甲板傾斜により無人の状態で動き出した当該車両を停止させようとして、車体と船体に全身を圧迫され死亡する事故が発生しました。

当該事故の直接の原因は、運転者が車両から離れる際に駐車ブレーキをかけるという基本的な運転操作を怠ったことでありますが、船内は若干の傾斜や揺動がある等、道路とは異なる環境であることについて、運転者に対し、更なる注意喚起が必要であることから、今般、当省海事局運航労務課より社団法人日本旅客船協会に対し別添のとおり通達が発出されました。

つきましては、同種事故の再発を防止するため、車両から離れる際には駐車ブレーキを作動させる等、基本的な運転操作を確実に実施するとともに、フェリーを利用する際には船内は若干の傾斜や揺動がある等、道路とは異なる環境であることを運転者に注意喚起されるよう、貴傘下会員に対して周知徹底をよろしくお願い致します。

平成24年4月6日
自　動　車　局

平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ASV）の導入、運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対する支援のための補助制度を開始します

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成24年度における事故防止対策支援推進事業を以下のとおり実施することになりましたのでお知らせします。

1．実施する補助事業

①　先進安全自動車（ASV)の導入に対する支援
以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。
○被害軽減ブレーキ
○ふらつき注意喚起装置
○車線逸脱警報装置
○車線維持支援制御装置
○車両横滑り時制御力・駆動力制御装置

②　運行管理の高度化に対する支援
以下に掲げる機器の取得に係る経費に対し補助を行います。
○デジタル式運行記録計
○映像記録型ドライブレコーダー

③　社内安全教育の実施に対する支援
自動車運送事業者が事故防止のための社内安全教育を実施する際に外部専門家によるコンサルティングを利用する場合に対して補助を行います。

2．補助制度の内容

補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、下記のとおりです。

①先進安全自動車（ASV)の導入に対する支援	国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html
②運行管理の高度化に対する支援	国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000012.html
③社内安全教育の実施に対する支援	国土交通省のホームページの以下のページに内容が掲載されております。 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000013.html

3．補助制度の交付申請受付期間

交付申請受付期間につきましては、下記のとおりです。

①先進安全自動車（ASV)の導入に対する支援	平成24年4月9日～平成24年11月30日
②運行管理の高度化に対する支援	平成24年5月7日～平成24年5月18日
③社内安全教育の実施に対する支援	平成24年6月4日～平成24年6月22日

【問い合わせ先】

① 先進安全自動車（ASV)導入に対する支援

国土交通省自動車局技術政策課　永井、高木

電話　03-5253-8111（内線42259、42257）

電話　03-5253-8591 (直通)

②③ 運行管理の高度化及び社内安全教育の実施に対する支援

国土交通省自動車局安全政策課　谷川、森

電話　03-5253-8111（内線41625）

電話　03-5253-8566（直通）

神 戸 運 輸 監 理 部 兵 庫 陸 運 部 公 示

神兵整公示第９号

平成24年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領（近運達甲第７号、平成15年４月18日制定）に基づき、下記のとおり実施する。

平成24年４月９日

神戸運輸監理部　兵庫陸運部長

記

１．研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の４第１号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者（整備士の資格を有さない方）

２．研修内容

⑴　整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
⑵　整備管理者の業務、権限に関する事項
⑶　点検・整備の方法に関する事項
⑷　整備管理者の関係法令に関する事項
⑸　その他整備管理者に必要な事項

３．実施日時及び実施場所　上半期（４月～９月）

実施日時		実施場所	定員	申請締切り
	平成24年５月18日（金） 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館（５階） 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成24年５月11日（金）
	平成24年５月23日（水） 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館（２階） 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成24年５月16日（水）
	平成24年７月４日（水） 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館（５階） 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成24年６月27日（水）
	平成24年９月７日（金） 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館（２階） 姫路市飾磨区中島福路町3322	100	平成24年８月31日（金）

４．注意事項

⑴　当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参下さい。
⑵　研修開始30分前より受付を開始します。
⑶　研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
⑷　予約は、ファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
⑸　研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
⑹　ご来場の際は公共交通機関等のご利用をお願いします。

５．問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部整備部門
住　所：神戸市東灘区魚崎浜町34 － 2
TEL：078 － 453 － 1103　FAX：078 － 431 － 8761

様式１（選任前）

※受講番号	

整備管理者選任前研修受講申請書

（整備士資格をお持ちでない方、整備管理者の資格を有さない方の研修です）

平成　　年　　月　　日

近畿運輸局長　殿

ふりがな
氏　　名
生年月日　昭和　　年　　月　　日生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の４第１号に掲げる研修（整備管理者選任前研修）の受講を申請します。

記

開 催 日：平成　　年　　月　　日（　　）
時　　間：13：30～16：30
場　　所：１　兵庫県自動車整備会館（５階多目的ホール）
　　２　姫路自動車整備教育会館（２F）

（注）希望される開催日を記載の上、該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先（勤務先）

名　　称
住　　所
電話番号
FAX番号

（注）１．※欄は記入しないでください。
２．申請書は楷書で記入して下さい。
３．受付は、13：00より始めます。
４．なるべく公共交通機関をご利用ください。
５．筆記用具の他、写真付き身分証明書（運転免許証等）をご用意ください。
６．受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。

兵庫陸運部整備部門
TEL：078-453-1103
FAX：078-431-8761

平成24年４月10日
自動車局安全政策課

トラック、バス、タクシーの安全教育マニュアルをつくりました

トラック、バス、タクシーの各業態別に安全運転のためのわかりやすい教育用マニュアルを策定しました。

各事業者が運転者に対し指導監督※する際、各社の運行実態や各社の独自のマニュアル等と合わせて、本マニュアルを活用していただけるよう周知していくこととしています。

○マニュアル本体については、以下のリンク先をご覧下さい。
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html
（自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル）

例．トラック事業者編

ポイント
偏荷重が発生する要因は、積荷の積み方や固縛が十分でないために生じる場合、運行中の荷崩れによって生じる場合があります。偏荷重により生じる危険性を認識し、偏荷重を防ぐよう心がけさせましょう。

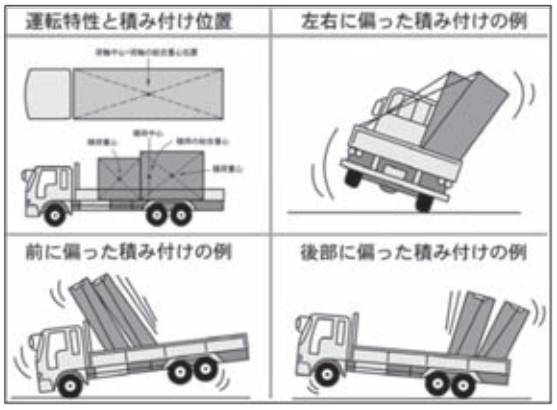

例．タクシー事業者編

ポイント
乗客の乗降時にドアを開閉する際には、左後方から自転車や二輪車・原付などが来ないか、乗客が確実に乗降したのかなど、安全確認が重要であることを認識させましょう。

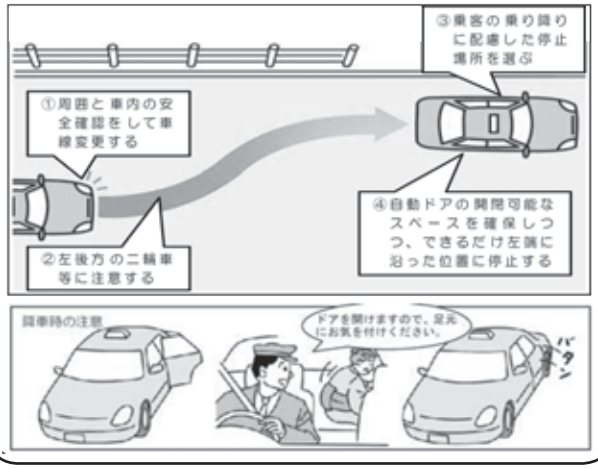

※…自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者に対して、自動車の運転に関し、適切な指導監督をしなければならないことが義務付けられております。本マニュアルは、告示で定められた内容をわかりやすく記述したものです。

【問い合わせ】
国土交通省　自動車局安全政策課　諸川、森
TEL 03-5253-8111(内線41622,41623)、 03-5253-8566（直通）

「トラック追突防止マニュアル」を公表します！
～自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書（平成23年度）～

平成24年3月30日

今般、国土交通省自動車局に設置した「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」（座長：堀野定雄　神奈川大学工学研究所客員教授）において、平成２３年度の報告書をとりまとめましたのでお知らせします。

平成２３年度検討会においては、事業用トラック事故件数のうち、約半数が追突事故により占められている状況を鑑み、トラック追突事故の課題と対策について集中的に分析しました。

この分析では、わき見運転や反応の遅れなど運転者面の直接の要因だけでなく、その背景に潜む運行管理面の要因にさかのぼり、追突事故防止に効果的と思われる対策を選定しました。

これにより、経営トップ、現場管理者、運転者それぞれの役割に応じ、トラック追突事故防止のための「指針」及び「マニュアル」を作成しました。

本報告書については、運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただけるよう周知していくこととしています。

●報告書
- ［第１分冊］事業用自動車の交通事故の傾向分析
- ［第２分冊］トラックの追突事故を防止するための課題整理と対策検討
  - 別冊１：経営トップ向け指針
  - 別冊２：現場管理者向けマニュアル
  - 別冊３：運転者向けマニュアル　　など
- ［第３分冊］社会的影響の大きい重大事故の要因分析

※報告書本体については、以下のリンク先をご覧下さい。
（http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html）

運転者向けマニュアル（抜粋）

平成２４年４月１６日
総合政策局物流政策課

平成24年度「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）の募集について

温室効果ガスの排出削減による地球温暖化の防止と低炭素型の物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取組みを支援する「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）について、下記のとおり募集を行いますのでお知らせいたします。

事業概要

１．補助対象事業者
　荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会
２．補助対象経費
　運行経費・機器導入経費
３．補助率
　最大１／２
４．24 年度予算額
　８２百万円

応募方法

国土交通省ウェブサイト（下記 URL）に掲載されている交付要綱、実施要領及び応募要項等をご覧いただき、申請様式に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて最寄りの地方運輸局等へご提出願います。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000003.html

今後のスケジュール

１．応募期間：平成 24 年 4 月 16 日（月）～5 月 25 日（金）
２．補助対象事業者の認定：6 月下旬頃目途

【問い合わせ先】
総合政策局物流政策課　担当：梅原（うめはら）、高橋（たかはし）(英)
代表：03-5253-8111（内線 53324、53313）
直通：03-5253-8800

モーダルシフト等推進事業費補助金

24年度予算額：82百万円

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に要する経費の一部を補助することにより、CO_2排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフト等を推進し、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築を図る。

協議会

荷主企業

物流事業者 他

荷主のモーダルシフトに対する不安

・出荷ロット・荷役設備の変更等に伴う費用

・輸送品質（振動、荷痛み等）

モーダルシフト等推進事業計画

荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者で構成される協議会が、モーダルシフト等推進事業計画（輸送量・期間、CO_2排出削減量等を記載）を策定

協議会が、モーダルシフト等推進事業計画に基づく事業を実施

国の支援

有識者による評価結果を踏まえ補助対象事業者（協議会）を認定し、運行経費や機器等の導入経費を補助（最大1／2）

目的・目標

＜目的＞ モーダルシフト推進のための新規顧客開拓

・これによりモーダルシフトに対する不安を解消

⇒モーダルシフトの推進

＜目標＞ モーダルシフト推進によるCO_2排出量削減

目標値（2012年）：鉄道コンテナ　約36億トンキロ増送

内航雑貨　　約　5億トンキロ増送

（2010年比）

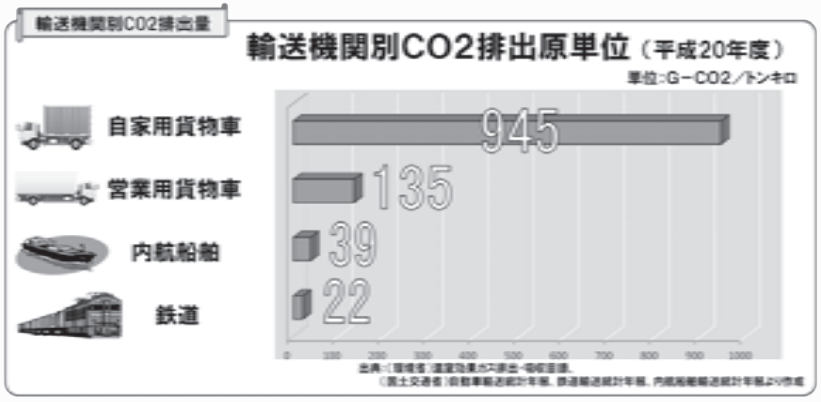

＊モーダルシフト等推進事業には、幹線輸送における輸送ルートの集約化を含む。

©Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

総　務

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」及び「不法無線局対策強化期間」のお知らせ

総務省　近畿総合通信局

総務省では、正しく無線局を運用している電波利用者を不法無線局による混信・妨害から保護し、良好な電波利用環境を推進することを目的として、各種の周知啓発活動や不法無線局対策に取り組んでおります。

特に、６月１日から６月１０日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」、６月１日から６月３０日までを「不法無線局対策強化期間」として設定し、各府県警察及び海上保安庁の協力を得て不法無線局の取締りを重点的に実施するなど、電波利用環境保護に努めております。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などの無線機器を使用すると、電波法により処罰の対象となります。

これらの機器から出される不法電波は、航空無線・警察無線・消防無線・防災行政無線・携帯電話などの国民生活の安心安全を支える重要な無線通信に妨害を与え、社会生活に支障をきたすことがあります。

無線機器は、ルールを守って正しく使いましょう。

兵庫県

光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫県から光化学スモッグが発生するおそれのある４月20日から10月19日までを特別監視期間として広報等の発令を行うこととしております。

つきましては、光化学スモッグが発令された場合、広報発令地域の自動車については、発令時の運行自粛等を効果的に実施され、酸化物排出量の削減に協力をお願いします。

記

１．光化学スモッグ広報等発令対策地域

神戸市（東部・西部・垂水・北部）、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

２．光化学スモッグ広報等の種類

【種類】	【発令基準】
光化学スモッグ予報	測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断される時
光化学スモッグ注意報	測定局のオキシダント濃度の１時間値が0.12ppm 以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	測定局のオキシダント濃度の１時間値が0.24ppm 以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大警報	測定局のオキシダント濃度の１時間値が0.40ppm 以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められる時

３．広報等発令の周知

・兵庫の環境ホームページ【http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp】に掲示

・テレビ、ラジオによるスポット放送

・交通情報掲示板に掲示　等

平成24年度クリーンアップひょうごキャンペーンについて

1．趣　旨

兵庫県内全域において、美しい地域景観の創出、魅力あふれる地域づくりのためには、環境美化運動の定着が必要です。

そこで、環境省が提唱する「ゴミ減量・リサイクル推進週間」[5月30日（ごみゼロの日）から6月5日まで]を皮切りに、環境月間（6月）及び海、山開きのシーズン（7月）中にひょうごのイメージアップ等を図るため、各事業所におきましては、清掃等環境美化活動にご協力くださるようお願いします。

2．事業の内容

市町、関係団体、地域住民等と連携して、清掃等美化活動を実施

3．実施期間

平成24年5月30日（水）～平成24年7月31日（火）

ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

（平成24年4月4日現在）

H24・4・4	㈱三　　陸	1,528円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口　座　番　号　　01170－6－54803

○口　　座　　名　　社団法人 兵庫県トラック協会募金係

全ト協

事　務　連　絡

平成24年３月23日

各都道府県トラック協会

労働関係業務担当者　殿

（社）全日本トラック協会

労　働　部

「就職・採用活動の改善に向けて」の送付について

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、文部科学省より、就職・採用活動の改善について、各経済団体宛にご協力いただきたい旨のお願いを受けました。

これは、就職・採用活動が早期化・長期化している事への是正や、大学等のキャリア教育への協力、採用活動の公平・公正の確保等について周知するものとなっています。

つきましては、新卒への採用期間の考慮（早期化・長期化の是正）について、貴協会傘下の会員事業者の皆様にご理解、周知いただき、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、提言のあった（公社）経済同友会の「新卒採用問題に対する意見」についてホームページがございますので、ご参照ください。

敬具

＜添付資料＞

１．「就職・採用活動の改善に向けて」（平成 24 年 2 月 23 日）

経済同友会提言「新卒採用問題に対する意見」ホームページ

http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2011/pdf/120223a.pdf

就職・採用活動の改善に向けて

～大学側・企業側がともに手を取り合い、より良い就職・採用活動を目指しましょう～

高い能力を持った人材を育成するためには、教育の質向上を図り、学生が学業・課外活動に専念できる環境を整えることが必須です。

この度発表された公益社団法人経済同友会の提言は、早期化・長期化する就職・採用活動を改善し、学生が自己研鑽できる環境を整える着実な一歩として高く評価いたします。

我が国の再生・発展を維持するためには、その担い手となる若者の成長と活力が失われてはなりません。我々大学側は、これまでも繰り返し産業界に対し就職・採用活動に関する要請を行っており、また一昨年の秋以降、産業界諸団体からも早期化・長期化する就職・採用活動の改善のため、多くの提言がなされたことは大いに歓迎いたしますが、全般的には改善がなされたとは認めがたく、依然として大学等の教育に悪影響が生じています。

大学側としては、

①早期化・長期化是正のため、採用に関する広報活動の開始時期は卒業前年度の３月以降、選考活動は卒業前年度の成績を適切に評価できる時期以降（望ましくは卒業年度の夏季休暇以降）とすること。

②採用基準を明確化し、採用決定プロセスの透明化を図ること。

③既卒者が再チャレンジできるよう配慮し、新卒要件の緩和を図ること。

などの点について、全ての産業界が一体となって実現し、大学等が教育の使命を十分に果たすことができるよう、就職・採用活動の改善を図っていただくよう御願いします。

就職・採用活動の改善には、企業側の御理解が不可欠です。そのためには、大学側・企業側が継続的に協議をしていくことが何よりも重要ですので、引き続きの御協力を賜りますよう御願いいたします。

平成24年２月23日

就職問題懇談会座長　濵　口　道　成

全ト協発第36号（輸）
平成24年4月16日

都道府県トラック協会
会　長　　殿

（公社）全日本トラック協会
会長　星野良三

背高国際海上コンテナに係る平成24年度「高さ指定道路」指定要望とりまとめ依頼について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に対し、格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、平成16年3月より「高さ指定道路」（指定された道路については、通行する車両の高さの最高限度を4.1mとする）が制定されたことに伴い、全日本トラック協会では、平成17年度より「背高海上コンテナ通行指定経路申請」に代わり、「高さ指定道路」追加指定要望をとりまとめ、「背高車両委員会」の審議を経て、警察庁、国土交通省へ提出いたしております。

つきましては、平成24年度・背高海上コンテナの「高さ指定道路」指定要望について下記要領により受付けいたしますので、貴協会会員事業者へご周知いただき、とりまとめ頂きますようよろしくお願い申し上げます。

敬　具

記

1　締切日　　平成24年6月15日（金）全ト協必着

2　提出先、お問い合わせ先
（公社）全日本トラック協会　輸送事業部　担当・竹内

3　添付資料
①「高さ指定道路」新規要望一覧表（見本、提出フォーム）
②「要望区間票」（見本、提出フォーム）
③　添付のCD－ROMについて
④　CD－ROM
・上記、①、②、平成23年度「高さ指定道路」要望一覧（結果）他
・道路情報便覧Ver6.0（CD－ROM　国土交通省のシステム）

※添付資料の①、②については、**全ト協のHP（会員専用）**に掲載もいたします。

平成24年度「高さ指定道路」指定要望がございましたら、兵ト協でとりまとめ全ト協に申請しますので、輸送事業部（TEL078－882－5556）までご連絡下さい。申請に関する詳しい資料を送付いたします。

① 背高国際海上コンテナの「高さ指定道路」の通行に関する注意

○ 20ft の背高国際海上コンテナの通行にあたっては、高さ以外は一般的制限値内のため、『特殊車両通行許可』は必要ありませんが、通行する経路がすべて「高さ指定道路」でなければ一般的制限に関する違反となりますので、必ず「高さ指定道路」内であることを確認してから通行してください。

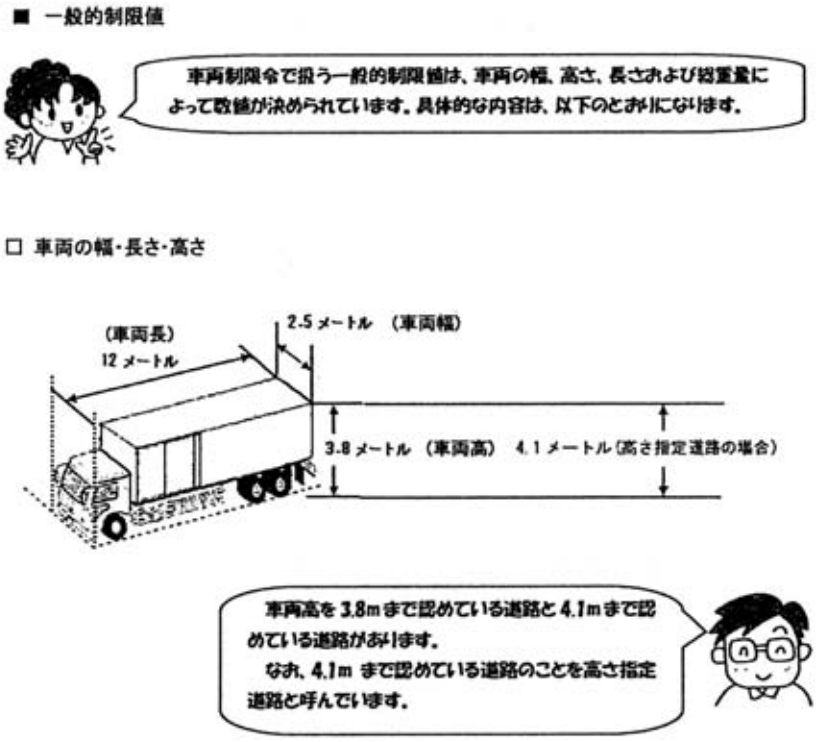

○ 40ft の背高国際海上コンテナの通行にあたっては、すべて「高さ指定道路」内を通行する場合であっても、長さが車両制限令の一般的制限値（12m）を超えるため、『特殊車両通行許可』が必要です。また、許可を受けた経路を通行していない場合も、違反となりますのでご注意ください。

○また、20ft、40ft とも、経路の一部が「高さ指定道路」でない場合は、『特殊車両通行許可』及び『出発地の警察署長の制限外積載許可』が必要となりますので、ご注意ください。

※通行したいルートが「高さ指定道路」の指定をされていない場合は、「高さ指定道路」新規要望の際に、要望していただきますようお願いいたします。
平成 24 年度の募集については、あらためてご案内いたします。

以　上

安全で良質な輸送サービスの維持・向上

平成24年度

輸送秩序確立運動 実施

平成24年4月1日～平成25年3月31日（1年間）

1. 貨物自動車運送事業法等トラック事業を取り巻く関係法令等の遵守徹底及び違法行為の是正対策の推進
2. 荷主企業とトラック事業者とのパートナーシップの確立及び荷主懇談会等による荷主企業に対する効果的なPR活動の積極的な展開
3. 不公正取引の是正及び適正運賃収受問題について荷主企業への理解促進と協力要請
4. 運輸安全マネジメントの確実な遂行及び社会との良好な共生を目指した安全・環境を含む円滑かつ高品質な輸送サービスの追求
5. 輸送原価に対する意識改革の向上及び原価管理の徹底等による経営体質の改善に努め、企業経営基盤を確立
6. 社会保険等への適正加入の厳守及び輸送秩序を阻害する行為の排除に向けた諸対策の積極的な推進並びに関係行政庁との連携強化

公益社団法人
JTA 全日本トラック協会・都道府県トラック協会

神戸市消防局からのお知らせ

神戸市消防局長
嶋　　秀　穂

本年も全国一斉に危険物安全週間が実施されることとなりました。

当市におきましても、危険物災害をなくすため、６月３日(日)から６月９日(土)までの１週間「危険物安全週間」を展開いたします。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、当運動への協賛と御支援をお願い申しあげます。

事業所の皆様へのお願い

1 広報宣伝

- 立看板・ポスター等を事業所の出入口など見やすい場所に掲出してください。
- 始業時等を利用して、従業員に対し週間の広報と危険物の安全管理の意識の高揚に努めてください。

2 自主点検の実施

- 危険物施設等について、自主点検又は定期点検を実施してください。
- 危険物の貯蔵・取扱い方法についても、点検してください。
- 定期点検の実施記録を整備・保存してください。

3 研修会等の開催と参加

- 社内研修会等を開催し、安全に関する教育をしてください。
- 消防署の行う研修会には危険物取扱者等を積極的に出席させてください。

4 消防訓練の実施

- 危険物施設等の火災又は危険物の流出等を想定した消火・通報・避難訓練を実施してください。
- 訓練の実施にあたり、危険物施設の危険性、事故事例、過去の訓練の教訓を考慮して、より具体的な内容の訓練を計画してください。
- 訓練を実施する場合は、前もって所轄消防署へ届け出てください。

(立看板作成例)

自動車事故対策機構からのお知らせ

平成24年度運行管理者等一般講習 開催のご案内

事業者各位

独立行政法人
自動車事故対策機構 兵庫支所

平成24年度の運行管理者等一般講習を、下記の要領により開催致しますので、受講対象者に該当される方は、受講していただくよう宜しくお願いいたします。

記

〈受講対象者〉

①運輸支局及び陸運部に選任の届出を提出している運行管理者の方で、今年度の受講が必要な方。
【基本2年に1度の受講が義務付けられています。】
②その他、受講を希望される方。（運行管理者以外の方でも受講できます）

〈開催日〉

神　戸 8／8貨物	神　戸 8／9貨物	神　戸 8／10貨物	神　戸 8／21貨物	神　戸 8／23貨物	神　戸 8／24貨物
姫　路 9／12貨物	姫　路 9／14貨物	神　戸 10／3貨物	神　戸 10／4貨物	神　戸 10／5貨物	和田山 10/17全業態
和田山 10/18全業態	姫　路 11/14貨物	姫　路 11/16貨物	神　戸 2／19貨物	神　戸 2／21貨物	神　戸 2／22貨物

〈開催会場等〉

神　戸：神戸中央港湾労働者福祉センター　（定員140名）
姫　路：兵庫県立姫路労働会館　（定員150名）
和田山：和田山ジュピターホール　（定員65名）

※　神戸中央港湾労働者福祉センターには駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用下さい。姫路労働会館には十数台しかございません。

〈受講の予約方法等〉

独立行政法人自動車事故対策機構ホームページ（NASVAホームページ）

http://www.nasva.go.jp/

より、指導講習予約システム（ページ中程「防ぐ」欄内にリンク有）にアクセスして予約してください。
予約には、Eメールアドレスが必要になります。
予約受付開始日　**平成24年6月25日**

〈講習時間・受講料〉

受付時間：9時05分～9時50分　　講習時間：9時50分～16時00分
受 講 料：1人3,000円（消費税含む）（協会員については協会による助成があります。）

講習当日は以下の書類をご持参下さい。

①　予約確認書（インターネット予約後に印刷してご持参ください）
②　指導講習手帳〈お持ちでない方は、顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm裏に氏名記入）〉

〈問合せ先〉（指導講習予約システムにアクセスできない場合等）

〒650－0024　神戸市中央区海岸通2丁目3－10（萬利ビル2階）
独立行政法人自動車事故対策機構　兵庫支所　　TEL　078－331－6890
※　年度の最終となる講習日（2月開催の講習）には駆け込み予約が集中していますので、なるべく早い時期に受講していただくようお願いします。

事務局からのお知らせ

平成24年５月１日

会　員　各　位

（社）兵庫県トラック協会
会　長　福　永　征　秀

「優良自動車運送事業者表彰」について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿運輸局では良質な運送サービスの提供、安全対策、環境対策、福祉対策、地域活動等に積極的に取り組み社会貢献等、優良な事業活動を展開されている運送事業者に対して「優良自動車運送事業者表彰」を実施しています。

つきましては、下記表彰基準を満たす会員におかれましては、別紙申請書《様式２》宣誓書（コピーのうえ記載して下さい。）に必要書類を添付のうえ、**平成24年５月31日（木）**まで当協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願い申し上げます。

近運達甲第１号

平成13年５月21日
近　畿　運　輸　局　長

優良自動車運送事業者表彰内規

改正　平成15年６月16日　近運達甲第９号
改正　平成17年５月19日　近運達甲第８号
改正　平成19年３月27日　近運達甲第40号
改正　平成21年１月16日　近運達甲第33号
改正　平成23年５月10日　近運達甲第３号

第１条　近畿運輸局管内(兵庫陸運部含む。以下同じ)優良自動車運送事業者の表彰については、近畿運輸局表彰規程によるほか、この内規による。

第２条　この表彰は、法令を遵守し、良質な運送サービスを提供するとともに、安全・サービス対策、環境対策、福祉対策、地域活動等へ積極的に取り組んで、社会的貢献を果たしている自動車運送事業者に対し一定の評価を行うとともに、他の事業者にも同様の努力を喚起することを目的とする。

第３条　この内規は、近畿運輸局管内において、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく許可又は認可を受けて事業を営んでいる者であって、優良自動車運送事業者表彰を受けようとする者に対して適用する。

第４条　表彰は、次条の基準の各項に適合する事業者に対し、別紙様式１による表彰状を授与して行う。

第５条　近畿運輸局長表彰の審査基準は、次の各項による。

１．許可又は認可を受けてから３年以上事業を継続している事業者であること。

２．公示基準に定める車両数を保有していること。

３．第一当事者として、自動車事故報告規則第２条⑴、⑵及び⑶に該当する事故を１年間惹起していないこと。

４．基準日前１年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと（行政処分の原因となる事実が確認された場合を含む。）。

５．道路運送法のみならず関係法令等（本省通達により示された指針等を含む。）の遵守に努め、適正な事業運営を行っていること。

６．安全マネジメントの実施に伴い、安全管理規程義務付け対象となる事業者においては、安全管理規程の設定、安全統括管理者の選任がされ、近畿運輸局等に届出（変更届出）がなされていること。

　その他の事業者においては、安全マネジメントの実施にあたっての指針が策定されていること。

　また、外部に対し「輸送の安全にかかわる情報の公表」が毎事業年度経過後100日以内になされていること。

７．貨物自動車運送事業者にあっては、近畿管内において、貨物自動車運送適正化事業実施機関により、輸送の安全確保に努めていると、評価を受けていること（貨物自動車運送事業安全性評価事業（Ｇマーク）の認定を受けていること。）。

８．良質な輸送サービスを提供していること（基準日前１年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分を受けていないこと。また、事故に関するものについては、申請時までに示談等により問題が解決していると認められること。）。

９．基準日前１年以内において、別表に掲げる項目のいずれか１項目以上を満たし、社会的貢献を果たしていると認められること。

10. 原則として各団体・協会の推薦を受けたものであること。

第6条　前条の審査の基準日は、表彰を受けようとする年の3月31日とする。
ただし、事業者は、審査基準日以降表彰日までの間においても、審査基準を満たしていなければならないものとする。

第7条　表彰を受けようとする者は、別紙様式2により毎年6月30日までに運輸支局長（兵庫陸運部長）を経由して運輸局長あて申請するものとする。

第8条　表彰式は、原則として10月に行う。

付　則

1．この内規は、平成13年5月21日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成13年3月31日から適用する。

2．第5条及び第6条の規定は、平成15年3月31日から適用する。

3．第5条及び第6条の規定は、平成17年3月31日から適用する。

4．⑴第5条及び第6条の規定は、平成19年3月31日から適用する。
⑵第5条第8項に定める別表＜社会的貢献の項目＞①のただし書きは、平成19年度の表彰にあっては適用しない。
また、⑨の乗合バスのノンステップバスの導入率は、平成19年度の表彰にあっては、従前の基準（25%）とする。

5．第5条及び第6条の規定は、平成21年3月31日から適用する。

6．⑴第5条及び第6条の規定は、平成23年3月31日から適用する。
⑵第5条第9項に定める別表＜社会的貢献の項目＞⑦の乗合バスのノンステップバスの導入率は、平成23年度の表彰にあっては、従前の基準（30%）とする。

様式２

優良自動車運送事業者表彰申請書

平成　　年　　月　　日

近畿運輸局長

殿

氏名又は名称

代 表 者 名　　㊞

住　　所

近畿運輸局優良自動車運送事業者表彰内規第７条の規定に基づき、下記により平成23年度の表彰を受賞いたしたく申請します。

記

１．事業者の概要

項　　目	内　　容	★審査欄
事 業 者 名	（ふりがな） 代表取締役氏名	適・否
住　　所	（管内に本社がない方は、管内の主たる営業所の住所を記載して下さい。）	適・否
事業の種類	（該当する事業を○で囲んで下さい。） 一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 一般貨物	適・否
営 業 区 域	（現在営業所を設置しているすべての府県を○で囲んで下さい。） 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県	適・否
免許（許可）認可年月日及び番号 事業年度	（事業の許可取得、または管内営業区域の許可日を記載して下さい。） 昭和 ・ 平成　　年　　月　　日 近運（大陸）　　第　　号 平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日	適・否

項　　目	内　　容	★審査欄
車　両　数	（管内の営業所に配置する車両の総数を記載して下さい。） 台 （うちトレーラー　　台）	適・否
重　大　事　故	（第一当事者として、重大事故を一年間惹起していないこと。） 重大事故　　無　・　有 （事故発生日：　　）	適・否
行　政　処　分	（基準日前１年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと。） 行政処分　　無　・　有 （処分命令日：　　）	適・否
安全マネジメント	安全管理規程届出　　有　（平成　年　月　日） 無 安全管理指針策定　　有　・　無 ※安全管理規程及び指針については、目次等構成が分かる部分の写し等を添付して下さい。 安全統括管理者届出　　有　（平成　年　月　日） 無 輸送の安全にかかわる情報の公表 有　（平成　年　月　日）、　無	適・否
輸送サービス	（基準日前１年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分を受けていないこと。また、事故に関するものについては、申請時までに示談等により問題が決していると認められること。） 苦情申告　　無　・　有 事故等の示談　　無　・　有	適・否
Ｇマーク認定 （貨物事業者）	※貨物自動車運送事業安全性評価事業（Ｇマーク）の認定を受けている営業所名、認定年月日を記載して下さい。 大　阪（　　営業所、　年　月　日） 京　都（　　営業所、　年　月　日） 兵　庫（　　営業所、　年　月　日） 滋　賀（　　営業所、　年　月　日） 奈　良（　　営業所、　年　月　日） 和歌山（　　営業所、　年　月　日）	適・否

2.社会的貢献（表彰内規別表）に関する事項について

項　　目	内　　容	★審査欄
1．環境対策	・低公害車を導入した。 電気自動車（PHV車含む）　導入車両数　台 ハイブリッド自動車　導入車両数　台 CNG自動車　導入車両数　台 ・タクシー事業であって、ハイブリッド自動車を導入した。 導入車両数　台÷全保有車両数　台＝　％	適・否
	・デジタル式運行記録計を活用したエコドライブ管理システム（EMS）を導入した。 導入車両数　台÷全保有車両数　台＝　％ ※補助認定書類あるいは契約書（写）等を添付して下さい。	適・否
	・CO_2の削減計画を策定し、5年間で5％を超える削減をした。 ※計画や実践については、改正省エネ法に規定する中長期計画書や定期報告書を活用して作成し、添付してください。 ※排出量取引によるCO_2削減の取組の場合は、上記計画書及び報告書と排出量取引に係る算出根拠、グリーン電力証書（写）等を添付してください。	適・否
	・ISO14001を新規に取得した。 平成　年　月　日 ※認定証（写）を添付して下さい。	適・否
	・「グリーン経営」を新規に取得した。 平成　年　月　日 ※認定証（写）を添付して下さい。	適・否
2．実証実験	・交通に関する実証実験等に参画した。 実験名称： 実施主体： ※内容が分かる資料を添付して下さい。	適・否
3．福祉対策	【乗合バス事業】 ・ノンステップバスを30％以上導入した。 導入車両数　台÷全保有車両数　台＝　％ ・車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスを25％以上導入した。 導入車両数　台÷全保有車両数　台＝　％ ※パンフレット等を添付して下さい。	適・否

項　　目	内　　容	★審査欄
3．福祉対策	【貸切バス事業】 ・車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスを導入した。 導入車両数　　台 ※自動車検査証（写）を添付して下さい。	適・否
	【タクシー事業】 ・福祉タクシー（寝台自動車を除く）を導入した。 導入車両数　　台 ・回転シート車を30％以上導入した。 導入車両数　　台÷全保有車両数　　台＝　　％ ※自動車検査証（写）を添付して下さい。	適・否
	・交通に関連した福祉活動等への貢献で、表彰（感謝状を含む）を受けた。 受賞年月日：　平成　　年　　月　　日 表彰者名： 表彰の種類： ※表彰状（写）を添付して下さい。	適・否
4．地域活動等	・交通に関連した地域活動等で貢献をして、表彰（感謝状を含む）を受けた。 受賞年月日：　平成　　年　　月　　日 表彰者名： 表彰の種類： ※表彰状（写）を添付して下さい。	適・否
5．その他	・新規サービス、先進的取組等により社会的貢献に寄与した。 具体的内容： ※内容が分かる資料を添付して下さい。	適・否

【記入上の注意】

1．「★審査欄」は、所属協会等において事業者ヒアリングを実施して、事前審査の結果を記入して下さい。

2．特に指定する資料以外で、新聞記事等、参考になると思われるものがあれば、添付して下さい。

3．記載欄が不足する場合は、別葉（書式は問いません）で補足をして下さい。

近畿運輸局長　殿

宣　誓　書

この度、優良自動車運送事業者表彰申請書を提出するにあたり、当社は表彰内規第５条第５項及び第８項に規定されている下記事項に適合していることを宣誓します。

記

１．良質な輸送サービスを提供していること。

２．健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入していること。

３．燃料サーチャージの導入や適正な運賃収受に努める等、公正取引に精励していること。

４．行政が求める報告書等の提出が確実に実施されていること。

平成　　年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
代 表 者 名　　㊞

別　表

＜社会的貢献の項目＞

第５条９項の項目については、対象車両又はシステム等を導入することにより、条件に達した年度のみを表彰の対象とし、以下のとおりとする。

①　以下に掲げる区分に従い、いずれかの低公害車を規定する台数以上導入していること。

なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。（２回目以降の導入車両数も同数とする。）

ア．バス事業者	電気自動車（PHV 車含む）、ハイブリッド自動車、CNG 自動車	１台以上
イ．タクシー事業者	電気自動車（PHV 車含む） ハイブリッド自動車 導入車両数比率（導入車両数÷保有車数）が 10%以上 （２回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回の導入率より 10%以上上昇していること。）	１台以上
ウ．トラック事業者	電気自動車（PHV 車含む）、ハイブリッド自動車、 大型 CNG 自動車 CNG 車 ただし、CNG 車については、導入の結果、低公害車の導入比率が向上する場合に限る。	１台以上 ３台以上

②　デジタル式運行記録計を活用して、省エネ対策や事故防止を図るため、エコドライブ管理システム（EMS）を導入していること。

デジタル式運行記録計の装着は、乗合旅客自動車運送事業者及び貸切旅客自動車運送事業者並びに乗用旅客自動車運送事業者については、導入車両数比率（導入車両数÷保有車数）が 50%以上貨物自動車運送事業者については、全車両に装着すること。

なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。

③　地球温暖化への取組として、事業用自動車から排出する CO ２を削減するために、近畿管内の全営業所を対象に、CO ２の削減計画を策定し、５年間でエネルギー消費原単位の５％を超える削減していること。

エネルギー消費原単位とは、改正省エネ法に規定するエネルギー消費量÷輸送キロ（輸送トンキロ）とする（２回目以降も同様とする。）。

④　ISO14001 を新規に取得していること。

⑤　交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営」を新規に取得していること。

⑥　福祉対策、安全・環境対策、物流効率化・適正取引、公共交通の確保維持・利便性向上・利用促進に資する事業（交通に関するもの）等であって、国、自治体、公益法人等、大学が行う実証実験等に参画していること（ただし、企画の段階から参画していると認められるものに限る。）。

⑦　以下の区分に従い、福祉対応型車両の導入について、いずれかの要件を満たしていること。

ア．乗合バス　　ノンステップバスの導入率70%以上又は車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスの導入率が25%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上上昇していること。）。

イ．貸切バス　　車椅子の乗降設備（リフト）を備えるものであること。

ウ．福祉タクシー（寝台自動車を除く）
車椅子又は寝台のまま乗車できるものであって、車椅子専用車、車椅子・寝台兼用車は年度に導入が1台以上、回転シート車については、その導入率が30%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上、上昇していること。）。
ただし、事業許可を「福祉車両限定」で受けている者を除く。

⑧　交通に関連した福祉活動への貢献に対し、福祉関係施設等から表彰（感謝状を含む。）を受けていること。

⑨　交通に関連した地域活動等への貢献に対し、国、自治体、警察、消防から事業者として表彰（安全運転管理者等の永年勤続的なものを除く）（感謝状を含む。）を受けていること。

⑩　その他新規サービス・先進的取組等により社会的貢献が顕著であると認められること。

兵ト協発第24号
平成24年４月23日

会　員　各　位

社団法人　兵庫県トラック協会
会長　福　永　征　秀

第36回近代化融資及びポスト新長期融資並びに特別増車融資の申込について（ご案内）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成24年度におきましても運輸事業振興助成交付金事業に基づき、近代化基金融資申込みを公募いたします。この融資制度は、トラック運送事業の振興を図るため近代化・合理化の促進、輸送力の増強等を目的として、当協会の利子補給助成により長期低利の資金供給を行うための制度です。

つきましては、当該融資を希望される方は、別紙「第36回近代化融資及びポスト新長期融資並びに特別増車融資申込公募要綱」により、所属支部を経由して当協会へお申し込み下さい。

なお、本年度（第36回）の近代化基金融資事業につきましては、下記のとおり要領を一部改正しておりますので、ご利用の際はご注意下さい。

記

１．利子補給率の引き下げについて

リーマンショック以降、東日本大震災、欧州債務危機、タイの洪水被害等により歴史的低金利が継続する中、近代化基金融資の基準となる長期プライムレートについても近似過去最低の水準で推移しており、事業者が負担する実質金利が過去最低水準となっている一方、近代化基金融資事業における運用利回りが大幅に低下し資金負担が増大していることから、次のとおり利子補給率の引き下げを行いました。

融資推薦事業	利子補給率		対象事業
	H23年度までの融資推薦分	**H24年度以降の融資推薦分**	
近代化融資（一般融資）	年0.8%	**年0.6%**	車両 荷役機械 物流施設
特例融資 【低公害車・省エネ融資】	年1.2%	**年1.0%**	ＣＮＧ車 ハイブリッド車 省エネ関連機器
ポスト新長期融資	年1.2%	**年0.9%**	現在においては、Ｌ又はＳで始まる型式の車両
特別増車融資	年1.6%	**年1.2%**	保有車両数５両未満の事業者が、５両に達するまでの増車

※「持株会社」傘下の貨物自動車運送事業者に係る融資条件は、個別事業者における条件を適用。

2.「融資対象者」の追加について

資金調達窓口となるケースの多い「持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）」を融資対象者に追加いたしました。

※　持株会社傘下の貨物自動車運送事業者は、兵庫県トラック協会会員であること。

【参　考】

○　中央近代化基金補完融資［全日本トラック協会 事業］

大規模プロジェクトで事業規模が１億円以上50億円以内の投資額の場合、その30％まで全日本トラック協会の補完に係る融資が受けられる場合がありますので、希望の向きは予めお知らせ下さい。

○取扱金融機関

金融機関名	所在地	電話
［商工組合中央金庫］		
神戸支店	神戸市中央区伊藤町１１１	(078) 391－7541
姫路支店	姫路市総社本町１１１	(079) 223－8431
尼崎支店	尼崎市東難波町５－１９－８	(06) 6481－7501
［代理店信用組合］		
兵庫県信用組合	神戸市中央区栄町通３－４－１７	(078) 391－6315
淡陽信用組合	洲本市栄町１－３－１７	(0799) 22－5551

※　商工組合中央金庫の代理店信用組合においては、本店及び支店

ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です

第36回近代化融資及びポスト新長期融資並びに特別増車融資申込公募要綱

社団法人　兵庫県トラック協会

Ⅰ　共通事項

1　融資総枠：68億円
⑴　近代化融資（低公害車及び省エネ関連機器融資を含む）　30億円
⑵　ポスト新長期融資及び特別増車融資（既往のＮOx･排ガス融資推薦分の利子補給金を含む）　38億円

2　公募期間：平成24年5月1日から平成25年1月31日まで
ただし、推薦額が公募総枠に達した時点で終了するものとする。なお、融資枠に残額がある場合で、取扱金融機関と融資実行について調整済みの案件については、別途考慮し、公募期間を一定期間延長する。
※　公募期間以前（平成24年4月1日～30日）に支払ったものであっても、平成24年4月1日以降に金融機関から受けた「つなぎ融資」で資金を賄った場合で、近代化基金融資の資金を「当該つなぎ融資」の一括返済に充当するものについては、融資推薦の対象とする。
ただし、「つなぎ融資」で資金を賄った場合でも、融資推薦申込みの際に近代化基金融資の対象条件を満たしていない場合は、近代化基金融資を受けることが出来ない。
また、近代化基金融資実行日より以前に「つなぎ融資」が自己資金等により返済されている場合も近代化基金融資を受けることが出来ない。
なお、設備完成（購入）報告の際には、「つなぎ融資の融資計算書」、「つなぎ融資の返済計算書」により、適正な「つなぎ融資」であるかを確認する。

3　融資対象者
⑴　近代化基金による設備資金の融資対象は、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可を受けた貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。）を対象とする。（利用運送業のみは対象外）
※　持株会社傘下の貨物自動車運送事業者は、（社）兵庫県トラック協会会員であること。
⑵　兵庫県内に本社を有する会員であること
⑶　（社）兵庫県トラック協会本部及び支部の会費が、納入済みであること。
⑷　商工組合中央金庫に出資している協同組合等の団体（兵庫県交通共済協同組合など）、又はその構成員であること。
⑸　⑷の条件を具備していない場合は、商工組合中央金庫の代理店信用組合の組合員であること。

4　申込方法
所定の申込書「融資推せん申込書」、「企業要綱」、「事業計画書」に所要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、公募期間中に所属支部を経由して（社）兵庫県トラック協会へ申し込むこと。
［添付書類］車両の場合……　見積書（付帯費用も記載されたもの）
荷役機械の場合…　見積書（付帯費用も記載されたもの）
建物の場合……　見積書（建物工事請負契約書等）、平面図、所在地案内図　等
土地の場合……　見積書（土地売買契約書等）、公図、所在地案内図　等
※　提出された書類は返却しないため、写しを提出すること。

5　申込先：（社）兵庫県トラック協会（所属支部を経由）

6　設備完成（購入）報告
設備完成（購入）後、所定の様式「設備完成（購入）報告書」に所要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、速やかに（社）兵庫県トラック協会へ提出すること。

［添付書類］車両の場合‥‥‥‥購入車両の車検証、領収書
動産の場合‥‥‥‥納品書、領収書
不動産の場合‥‥‥不動産売買契約書、登記簿謄本、領収書
※　車検証は､所有者・使用者欄が当該事業者名となっているもの（直接方式)。
※　領収書は、金融機関の振込受取書等も可。
※　提出された書類は返却しないため、写しを提出すること。

7　利子補給の制限
この制度による融資を受けた者が､正当な事由なく申請に係る事業計画と異なるものに借入金を転用した場合は､利子補給を打ち切り､既往の利子補給分の練上げ償還措置をとるものとする。

8　取扱金融機関
商工組合中央金庫神戸支店、同姫路支店及び尼崎支店、並びに同金庫の代理店信用組合（兵庫県信用組合、淡陽信用組合）の本店及び支店

9　転貸融資方式
（社）兵庫県トラック協会に加盟する事業協同組合の組合員で、かつ（社）兵庫県トラック協会の会員は、転貸方式による融資申込みを行うことが出来る。転貸方式の概略は、別図 2「転貸方式の仕組み」のとおり。

10　融資推薦適否決定通知日：申込書受理月の翌月初

11　取扱金融機関受付開始日：融資推薦決定通知後

12　融資実行期限：平成 24 年度内（平成 25 年 3 月 31 日まで）に限る。

Ⅱ　近代化（一般）融資
【低公害者（ＣＮＧ車・ハイブリッド車）及び省エネ関連機器融資は、近代化融資枠に含む】

1　融資対象事業
⑴　荷役機械、車両等（代替を含む）の購入及び車両の改造に要する資金
⑵　トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金
※トラック事業者が近代化、合理化のため事務機器の設置購入に要する資金及び設備の「補修・改修」に要する資金を含む。
⑶　福利厚生施設の設備に要する資金

2　融資条件
⑴　融資推薦限度額：　ア個別事業者　5,000 万円迄
イ　共同体　1 億円迄
⑵　貸　出　利　率：取扱金融機関の所定利率による
⑶　貸　出　期　間：1 年以上
⑷　償　還　期　間：10 年以内、法定耐用年数が 10 年を下回る設備は法定耐用年数以内
ア　車両（フォークリフト含む）　5 年以内
イ　荷役機械（起重機、コンベア等）　10 年以内
ウ　施設等の構築物　10 年以内
⑸　据　置　期　間：償還期間のうち 6 ケ月以内
⑹　担保、保証人：必要（取扱金融機関の定めるところによる）
※協会は、債務保証いたしません。
⑺　再融資の制限：既往の借入金が、当初の約定に基づいて正常に償還されているものに限り、融資推薦限度額内で再融資を受けることが出来る。

3　利子補給率

⑴　近代化（一般）融資	平成23年度までの融資推薦分	年0.8%
	平成24年度以降の融資推薦分	年0.6%
⑵　低公害車（CNG車・ハイブリッド車）の購入及び省エネ関連機器導入に係る融資		
	平成23年度までの融資推薦分	年1,2%
	平成24年度以降の融資推薦分	年1.0%

Ⅲ　ポスト新長期融資

1　融資対象事業

平成21年10月1日以降に初度登録された国が定める車両型式、識別記号1桁目がL、M、R、S等の車両購入に要する資金

※代替えを条件とはせず、増車、中古車であっても可。

2　融資条件

⑴　融資推薦限度額：　1億円迄

※既往の「NOx・排ガス融資」の借入残高は、ポスト新長期融資の限度額に加算する。

⑵　貸　出　利　率：　取扱金融機関の所定利率による

⑶　貸　出　期　間：　1年以上

⑷　償　還　期　間：　10年以内、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内（車両は、5年以内）

⑸　据　置　期　間：　償還期間のうち6ヶ月以内

⑹　担保、保証人：　必要（取扱金融機関の定めるところによる）

※協会は、債務保証いたしません。

⑺　再融資の制限：　既往の借入金が、当初の約定に基づいて正常に償還されているものに限り、融資推薦限度額内で再融資を受けることが出来る。

3　利子補給率：

平成23年度までの融資推薦分	年1.2%
平成24年度以降の融資推薦分	年0.9%

Ⅳ　特別増車融資

1　融資対象事業

保有台数5両未満の事業者が、5両に達するまでの増車資金

※申込希望の向きは、あらかじめ協会へご連絡下さい。

2　融資条件

⑴　融資推薦限度額：　4,000万円迄

⑵　貸　出　利　率：　取扱金融機関の所定利率による

⑶　貸　出　期　間：　1年以上

⑷　償　還　期　間：　10年以内、法定耐用年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内（車両は、5年以内）

⑸　据　置　期　間：　償還期間のうち6ヶ月以内

⑹　担保、保証人：　必要（取扱金融機関の定めるところによる）

※協会は、債務保証いたしません。

⑺　再融資の制限：　既往の借入金が、当初の約定に基づいて正常に償還されているものに限り、融資推薦限度額内で再融資を受けることが出来る。

3　利子補給率：

平成23年度までの融資推薦分	年1.6%
平成24年度以降の融資推薦分	年1.2%

別図　2

転貸方式の仕組み

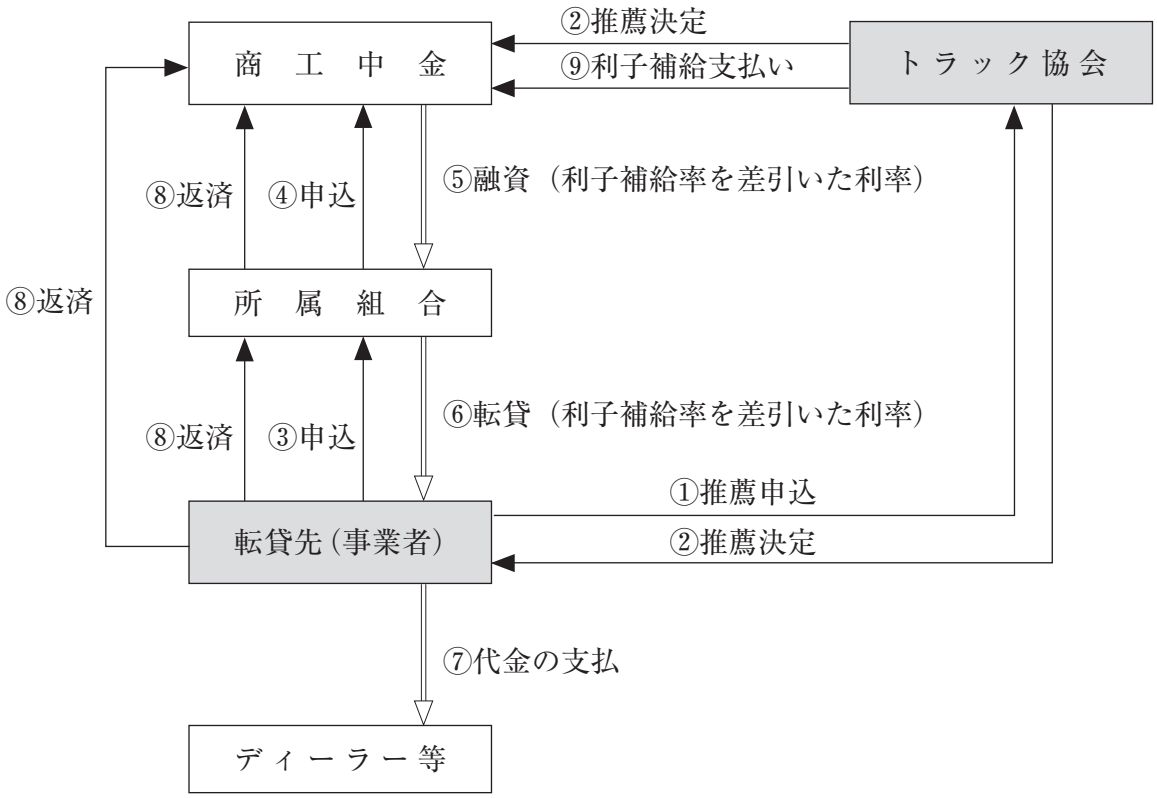

※　融資申込みの手順

①　事業者はトラック協会へ推薦融資の申込を行う。

②　トラック協会で推薦適否を決定し、事業者・商工中金へ通知する。

③　事業者（個別企業）は所属する組合へ融資申込を行う。

④　当該組合は、事業者の申し出を受けて、商工中金へ転貸融資の申込を行う。
（もし事業者（転貸先）が倒産した場合、組合は債務者として支払の責任がある。）

⑤　商工中金は、組合へ転貸融資をする。

⑥　組合は、事業者へ転貸融資をする。

⑦　事業者は融資金によりディーラーへ車両代金を支払う。
（事業者（転貸先）は原則借入の保証人になるので、保証人としての債務を負う。）

⑧　事業者は商工中金へ返済を行う。

⑨　トラック協会は商工中金へ利子補給金を支払う（一括方式）。

1．ポスト新長期規制適合車の識別記号（３桁の組合せ記号となります。

平成２４年３月

１　桁　目		
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号
平成21年規制※1	無	L
	50	M
	75	R
	10	Q
平成22年規制※2	無	S
	10	T

※１ガソリン車（NOx触媒付直噴）及びディーゼル車｛乗用、軽量、中量一部（2.5～3.5t）及び重量車一分（12t～）｝

※２ディーゼル車｛中量一部（1.7～2.5t）、及び重量車一部（3.5～12t）｝

２　桁　目		
燃料の別	ハイブリッドの有無（重量車燃費基準達成又は適用状況）	識別記号
ガソリン・LPG	有	A
	無	B
軽油	有（未達成又は不適用）	C
	無（未達成又は不適用）	D
	有（達成）	J
	無（達成）	K
CNG	有	E
	無	F
メタノール	有	G
	無	H
その他	有	Y
	無	Z

３　桁　目		
用　途	重量条件等	識別記号
貨物車・乗合	軽自動車	D
	車両総重量が1.7トン以下	E
	車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F
	車両総重量が3.5トン超	G

（例）

21年低排出ガス認定 無
軽油車でハイブリッド 無
燃料基準未達成

→ 識別記号は、ＬＤＧ－となります。

2．排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

１　桁　目
識別記号
Z

２　桁　目		
種類	燃料等の別	識別記号
電気	電気	A
燃料電池	水素（圧縮水素）	B

３　桁　目	
用途など	識別記号
貨　物	B

セーフティネット制度を利用した融資に伴う会員事業者への信用保証料及び利子補給助成金交付要綱

社団法人兵庫県トラック協会
平成24年４月１日　制定

（目　的）

第１条　この要綱は、社団法人兵庫県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が、兵庫県等が定めるセーフティネット制度融資及び「東日本大震災」に伴う資金繰り支援融資に係る信用保証協会の保証を得る場合、又は国が定めるセーフティネット保証融資及び「東日本大震災」に伴う資金繰り支援融資に係る信用保証協会の保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部及び当該融資利率の利息の一部を協会が助成することにより、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

（定　義）

第２条　本要綱において、次に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

①「金融機関」とは、第３条（助成金の交付対象）に定める制度の認定を受けた融資を取り扱う金融機関をいう。

②「融資」とは、第３条（助成金の交付対象）に定める制度の認定を受けた融資をいう。

③「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた一括払い（毎月の返済に保証料額が組み込まれている場合は対象外）の信用保証料をいう。

④「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき指定された東日本大震災等による災害をいう。

（助成金の交付対象）

第３条　助成金の交付対象は、次のいずれかに該当するものとする。

①　国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第２条第４項第１号～８号）の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証料及び当該融資利息。

②　原油・原材料価格の変動、景況悪化等に伴う資金繰り支援等を目的として、兵庫県等が定めるセーフティネット制度の認定を受けた融資、又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的として兵庫県等が定める東日本大震災貸付制度等の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証料及び当該融資利息。

③　国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に基づき指定された東日本大震災に係る保証）及び「東日本大震災復興緊急保証」（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条）の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証料及び当該融資利息。

（事業期間）

第４条　本要綱に定める助成事業期間は、平成25年２月28日までの保証料の支払に対する事業とする。

（助成金の交付金額）

第５条　保証料助成金は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会へ支払った保証料の２分の１の額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、平成25年２月28日まで20万円に達するまで再助成することができる。

また、「災害関係保証（東日本大震災に係る保証）」又は「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資に係る保証料については、２分の１の限度額を40万円をとし、平成25年２月28日まで40万円に達するまで再助成することができる。

なお、保証料助成交付額は、それぞれ算定した金額について１円未満切捨てとする。

２　利子補給助成金は、利子補給率年0.6%で算定した額とする。

ただし、利子補給の助成については、兵庫県内の金融機関からの融資に限るものとし、協会から保証料の助成を受けた融資を対象とする。

なお、利子補給助成交付額は、それぞれ算定した金額について１円未満切捨てとする。

（助成金の交付申請）

第６条　会員事業者は、信用保証協会に保証料の支払いを行った場合は、当該保証料の２分の１（限度額内とする）、また金融機関へ借入利息の支払いを行った場合は、借入利息の一部（利子補給助成）を協会に申請することができる。

２　前項の申請は、別紙様式１「信用保証協会保証料助成申請書」及び様式２「金融機関利子補給助成申請書」により行うものとする。

○「信用保証協会保証料助成申請書」の添付書類

・「信用保証料決定のお知らせ（お客様用）」
・「信用保証料受領書」又は「金融機関の振込受取書等」
・「セーフティネット保証に係る認定書」、「兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書」、又は「東日本大震災保証に係る認定書」
・「借入金返済予定表」

○「金融機関利子補給助成申請書」の添付書類

・「借入利息を支払ったことが分かる書類（口座引き落としの場合は通帳写し等）」
・「借入返済予定表」が更新された際はその予定表

※　提出された書類は、返却しないため写しを提出すること。

３　保証料及び利子補給助成の交付申請は、随時行うことができる。

最終申請期限は、平成25年３月８日までとし、保証料助成申請書については支部を経由して提出するものとする。ただし、予算枠に達したときは申請の受付を終了する。

（助成金の交付）

第7条　協会は、前条による保証料及び利子補給助成の交付申請があった場合は、その内容を精査し算定を行い、確定した当該助成金額を四半期毎に会員事業者に交付するものとする。

（助成金の返納）

第8条　保証料及び利子補給助成金の交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還等により保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会へその旨を申告し、その返還額に相当する助成金を返納しなければならない。

2　協会は、会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合には、助成金の返納を求めるものとする。

（報告の義務）

第9条　保証料及び利子補給助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

（その他）

第10条　この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

（附　則）

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、保証料の助成については、同日以降の保証料支払分から適用する。

ただし、平成24年1月以降の借入に対する保証料についても考慮し、審査のうえ助成する。

（平成24年3月31日以前で、既に当該助成金を交付した融資については、重複申請として対象外）

県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き」贈呈式を行いました

（社）兵庫県トラック協会では、交通事故防止事業の一環として、県下小学校の新一年生に対して、少しでも交通安全意識を持ってもらうため、昭和55年より絵入りの「交通安全啓発下敷き」を贈呈しております。本年も、県下790校の小学新一年生50,000名に「下敷き」をお贈りし、贈呈式を下記にて実施しました。

日　時：平成24年4月20日（金）午前9時35分～（贈呈式）

場　所：神戸市立　玉津第一小学校　　神戸市西区

協会を代表して生徒さんに出雲副会長からの挨拶がありました

河原交通対策委員長より1年生代表の生徒さんに交通安全下敷きを贈呈しました

明石支部からも川﨑副支部長から1、2年生に記念品を贈呈しました。

最後に教頭先生よりご挨拶がありました。

〔受講対象者：経営者＆管理者〕

運輸安全マネジメント研修会のご案内

運輸安全マネジメントは、平成 18 年 10 月から運輸安全一括法が施行されたことによりトラック運送事業者にもその取り組みが求められています。

トラック運送事業を行っていく上で、安全・環境への取り組みは事業者の社会的責任となっています。

トラック運送の安全性確保については、荷主をはじめ社会全体の関心も高く、安全最優先を主旨とする運輸安全マネジメントの取り組みについても注目される状況となっています。

運輸安全マネジメントの定着・浸透（PDCA サイクルの推進）を図るため標記研修会を開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

なお、出席される方は、別紙申込書をコピーしていただき、開催日 10 日前迄にＦＡＸ（078-882-5565）にてお申し込み下さい。

記

【姫路会場】

日　時：平成 24 年 6 月 5 日（火）13：30 ～ 15：00

場　所：㈳兵庫県トラック協会 西部研修センター　2 階大会議室

姫路市中地字村東 26-1

講　師：自動車事故対策機構　兵庫支所　アシスタントマネージャー　八 木 芳 朗 氏

【神戸会場】

日　時：平成 24 年 6 月 12 日（火）14：00 ～ 15：30

場　所：兵庫県農業会館　11 階　大ホール

神戸市中央区海岸通り 1 番地

講　師：自動車事故対策機構　兵庫支所　支所長　滝 口 啓 介 氏

【姫路会場】

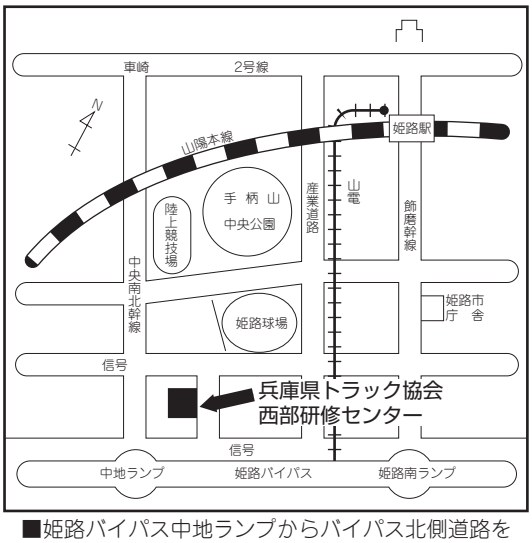

■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を東へ１００㍍、信号を左折。

【神戸会場】

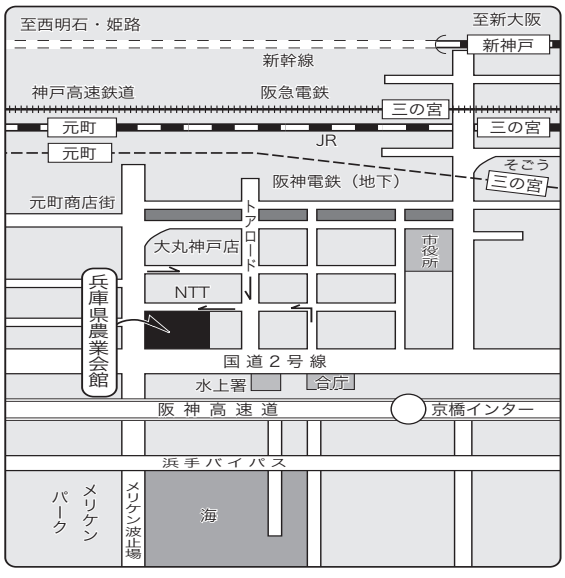

別　　紙

『運輸安全マネジメント研修会』申込書

（社）兵庫県トラック協会
適 正 化 事 業 部 宛
（ＦＡＸ　０７８－８８２－５５６５）

※申込み会場に○印を付けて下さい。

◎6月5日（火）１３：３０～　姫　路　会　場（　　）

◎6月12日（火）１４：００～　神　戸　会　場（　　）

会　　社　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参　加　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支　　部　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第52回通常総会（決算）のご案内

（平成 23 年度事業報告、決算報告ほか、新公益法人移行に向けての定款変更等）

日　　時　平成 24 年 5 月 29 日（火）
14：00 ～（予定）

場　　所　ANA クラウンプラザホテル神戸
神戸市中央区北野町 1 丁目

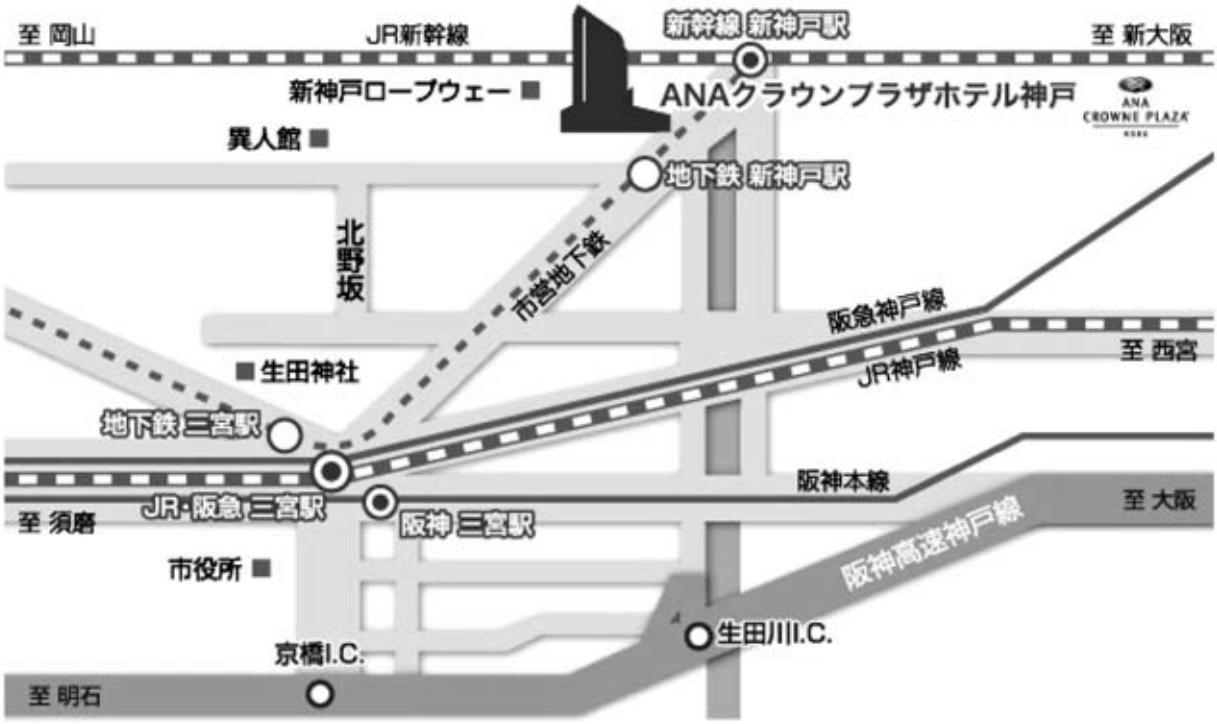

お願い　5 月 14 日～ 18 日前後にかけて、会員の皆様に総会議案書と出欠（兼委任状）のハガキをご送付いたします。

〈本部仮設事務所 来客用（仮設）駐車場閉鎖のお知らせ〉

社団法人兵庫県トラック協会本部研修センター建替え建設工事に伴い、仮設事務所に4台程度の仮設駐車場を併設しておりますが、下記の日程に大型車搬入が行われますので、駐車できません。ご不便をおかけ致しますが、ご了承下さい。

5月14、21、29日、6月5日

陸災防のページ

問い合せ先
陸運労災防止協会 兵庫県支部
（兵庫県トラック協会内）
電話 078-882-5556

「第31回近畿フォークリフト運転競技大会」参加（推薦）選手の募集

～大会で県内最上位者は、全国大会へ推薦いたします～

実施要領

（詳しくは次ページ参照）

1　目　　的

フォークリフト運転競技を通じ、順法精神と安全意識の高揚および運転の知識、技能の向上をはかり、もって安全作業の確立と実効ある労働災害防止の推進に資することを目的とする。

2　主　　催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会　　近畿ブロック各支部

3　開催日時

平成24年８月25日（土）　9時00分～16時00分（予定）

4　大会会場

クレフィール湖東（滋賀県東近江市平柳町22－３　TEL 0749－45－3880）

5　参加（推薦）資格

⑴　陸運労災防止協会の会員事業場の在籍専従員で、勤務成績が優秀であること。
⑵　参加申込日において、フォークリフト運転技能講習修了証取得後、１年以上経過していること。
⑶　参加申し込み日において、フォークリフトおよび自動車の運転について過去１年間（人身事故については過去３年間）無事故であること。
⑷　過去に全国大会で入賞（第１位～第５位）経験のないこと。

6　参加費

無料（但し、当日の昼食以外の交通費等は各自でご負担いただきます。）

7　定員　30名程度（但し、兵庫県支部からの推薦は、各事業場２名まで（計10名程度）とさせていただきます。）

参加申込みが多数となった場合は、同一事業場からの参加（推薦）選手の人数制限ありますのでご了承下さい。

申し込み先（問い合わせ先）

別紙「参加申込書」に、「フォークリフト運転技能講習修了証」のコピーを添付して、下記あてご送付ください。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部 （担当　高田）
〒657-0043　神戸市灘区大石東町２丁目４番27号　兵庫県トラック協会内
ＴＥＬ 078－882－5556　ＦＡＸ 078－882－5565

申込み締切り（第１次）　平成24年６月８日（金）

＜フォークリフト運転従事者安全衛生教育講習会を開催します＞

フォークリフト運転技能講習講師による学科「関係法令」「力学」「荷役に関する知識」の取得、実車を使用した点検（作業開始前点検の実演）および「安全衛生法の遵守基本操作技術」の講習会を開催します。（詳しくは、別紙案内を参照下さい。）

開催日時　　平成24年６月９日（土）　9：00～16：30
開催場所　　神戸港湾教育訓練協会（神戸市中央区港島8丁目11番3号）

※　講習会参加者で大会に出場される方には、大会に向けた特別講習を講習に合わせて実施します。また、学科問題で使用される「フォークリフト運転士テキスト」を配布します。

8　表彰等

選手表彰（１位～３位までの入賞者　大会会長賞状）

9　競技種目および審査の概要

学科競技、点検競技、運転競技の３種目の競技を行なう。

⑴　学科競技

所要時間40分で、安全な運転の方法に関する必要な知識取得状況について、正誤方式により試験する。

出題数は50問とし、試験内容は、関係法令、走行に関する装置の構造および取扱いの方法、荷役に関する装置の構造および取扱いの方法、運転に必要な力学について行なう。

⑵　点検競技

安全な仕事をするための「作業開始前点検」を主体として、フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を発見、報告する方法とし、点検要領の適切性について審査する。制限時間は５分とする。

使用車両は、最大荷重2.5トン（ディーゼル・トルコン車を予定）カウンタバランス型とする。

⑶　運転競技

安全かつ正確に運転・荷役することを主体として、安全衛生法の順守基本操作技術について審査し、とくに安全を無視した運転方法に対しては厳しく減点する。

標準所要時間５分で、競技用コースを走行、および荷の積卸しを行なう。（５分経過後は、５秒以内毎に５点減点する）

使用車両は、最大荷重2.5トン（ディーゼル・トルコン車を予定）カウンタバランス型とする。

※使用車両については、出来る限り、全国大会の仕様に併せたものといたしますが、諸事情により変更となる場合もあります。（出場選手には、大会要綱を送付いたしますのでご確認下さい。）

10　競技の配点

配点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１，０００点（満点）

ア．学科競技・・・・・・・・・・・・・・・・・　３００点

イ．点検競技・・・・・・・・・・・・・・・・・　１００点

ウ．運転競技・・・・・・・・・・・・・・・・・　６００点

11　順位の決定

総合得点（満点１，０００点）の高い者をもって上位とするが、同点の場合は、まず運転競技の成績の良い者を上位とする。さらに、運転も同点の場合には点検の良い者とし、なおかつ同点の場合には運転競技の所要時間の短い者を上位とする。

全国大会への推薦

兵庫県からの参加選手のうち、当該大会において入賞の有無にかかわらず最優秀の成績を修められた１名を平成24年９月30日（日）に埼玉県トラック総合教育センター（埼玉県深谷市）で開催される「第27回全国フォークリフト運転競技大会」に兵庫県支部代表選手として推薦いたします。

第31回近畿フォークリフト運転競技大会　参加申込書（選手推薦書）

申込日:平成　　年　　月　　日

ふりがな		性別	男・女
選手氏名			
現住所	〒　　－		
電話番号	―　　―　　（携帯電話）　　―　　―		
会員名 所属 事業場名	（会社名）　　（支店・営業所）	従業員数 ※企業全体	人
	（所在地） 〒　　－		
	（ＴＥＬ）　　（ＦＡＸ） ―　　―　　―　　―		
連絡担当者	（所属・役職）　　（氏名）		
参加資格 の証明欄	標記は、当事業場専従員であり、参加申込み日において、フォークリフト及び自動車の運転について過去１年間(人身事故については過去３年間)無事故であり、大会実施要領の参加資格を有していること証します。 証明者署名 （所属事業場責任者等）役職　　氏名　　印		

上記個人情報は、当該大会及び全国大会の推薦時以外使用いたしません。

所持するフォークリフト運転技能講習修了証（コピー貼付欄　※表・裏）

フォークリフト運転従事者安全衛生教育講習会 ＜H24.6.9（土）＞の参加	参加　・　不参加

※上記講習会については、同封の案内申込書よりお申込み下さい。

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内　〈兵庫労働局登録教習機関［兵労基安登録第12号］〉

フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）（学科会場を神戸港湾教育訓練協会に変更します）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会　兵庫県支部

※　最大荷重１トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方でなければ就業できません。

１．講習日時・会場

学科	講　習　日	平成24年６月２日(土)　８時30分～　8時15分受付 **※駐車不可**
実技	講　習　日	平成24年６月３日(日)　８時～ ６月９日(土)　８時～　7時45分受付 ６月10日(日)　８時～　**※駐車可**
会　場		神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島８－３－３

２．受講料

	受講料	テキスト代	合計	受講資格
兵ト協会員	33,600円 〔内消費税５％ 1,600円〕	陸災防兵庫県支部負担	33,600円 〔内消費税５％ 1,600円〕	普通自動車運転免許を有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税５％ 1,600円〕	1,400円 〔内消費税５％ 66円〕	35,000円 〔内消費税５％ 1,666円〕	

３．申込要領

（１）　陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受付**を行ってから次の①～④を**現金書留**で下記申込先に郵送して下さい。

①　**受講申込書**（Ａ４サイズにコピーして使用して下さい）

②　**証明写真２枚**（サイズ縦3.5㎝、横2.5㎝）

※　**合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。**

２枚の内うち１枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③　本籍地を証明できる書類

※　**住民票の写し等**（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④　受講料

（申込先）

〒657－0043　神戸市灘区大石東町２丁目4－27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電 話（078）８８２－５５５６

※　持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（２）　納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
受講票は、講習会初日の約５日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

（３）　予約受付及び申込書受付期間
平成24年４月16日（月）～平成24年５月22日（火）必着
ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。
（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

４．修　了　証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。
４日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

５．持　参　品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）
実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

６．修　了　証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。
４日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

７．留 意 事 項

修了試験において不合格となった場合、**追試験を１回のみ受験することができます。追試験を希望される場合は、受験料2,100円（税込）が必要**となりますのでご留意下さい。（原則、追試験は、講習会学科、実技それぞれの当日に、実施します。）

学　科　・　実　技　会　場
神 戸 港 湾 教 育 訓 練 協 会

神戸市中央区港島８－11－３

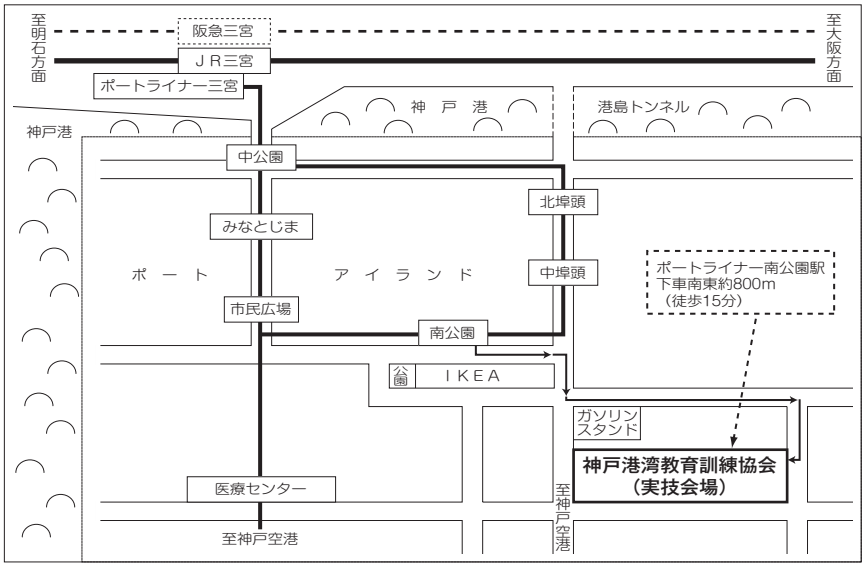

様式 4

受付番号＿＿＿＿＿＿

フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を貼付して下さい。 縦3.5ｃｍ 横2.5ｃｍ

ふりがな		性別		※
氏　　名		男・女	修了証番号	
生年月日	年　月　日生	交付年月日		※
現住所 （修了証に載ります）	〒 電　話（携帯電話）		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒 電　話　　ＦＡＸ		
	名　称			
所持する自動車運転免許証	１．大型特殊（カタピラ限定なし） ２．大　型 ３．中　型 ４．普　通 ５．大型特殊（カタピラ限定付） （注）所持する免許に○を付けて下さい	免許証番号 取得年月日　年　月　日 発行者　公安委員会		

ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。	平成　年　月　日 受講者氏名　㊞
書替・再交付年月日	※　年　月　日

（注）※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

はい作業主任者技能講習会（会場を姫路に変更します）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会　兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1．講習日時・会場　注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成24年7月18日（水）9時～17時（座学講習）
	2日目	平成24年7月19日（木）9時～18時（座学講習、修了試験）
講習会場	**（社）兵庫県トラック協会　西部研修センター　2階会議室** 姫路市中地字村東26－1　兵庫県トラック協会西播支部 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2．受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 （内消費税5％　309円）	無料 （陸災防兵庫県支部負担）	6,500円 （内消費税5％　309円）
非会員	6,500円 （内消費税5％　309円）	1,500円 （内消費税5％　71円）	8,000円 （内消費税5％　380円）

3．受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※　受講申込書に実務経験証明書が付随しています。**証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び、押印（丸印）が必要**です。**（角印は認められません。）**

4．申込要領

（1）　陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、**必ず予約受付**を行ってから次の**①～④を現金書留**で次の申込先に郵送して下さい。

①　**受講申込書**（A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい）

②　**証明写真2枚**（サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm）

※　**合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。**

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③　本籍地を証明できる書類

※　住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④　受講料

（申込先）

〒657－0043　神戸市灘区大石東町２丁目4－27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電 話（078）８８２－５５５６

※　持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

（２）　納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。
受講票は、申込後約１週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（３）　予約受付及び申込書受付期間

平成24年６月４日（月）～平成24年７月10日（火）必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

５．持　参　品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

６．修　了　証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。
２日のうち１日でも欠席の場合は不合格となります。

７．留 意 事 項

修了試験において不合格となった場合、**追試験を１回のみ受験することができます。追試験を希望される場合は、受験料2,100円（税込）が必要**となりますのでご留意下さい。（原則、追試験は、講習会当日の合格発表後、実施します。）

はい作業主任者技能講習会〈姫路〉会場案内

㈳兵庫県トラック協会　西部研修センター

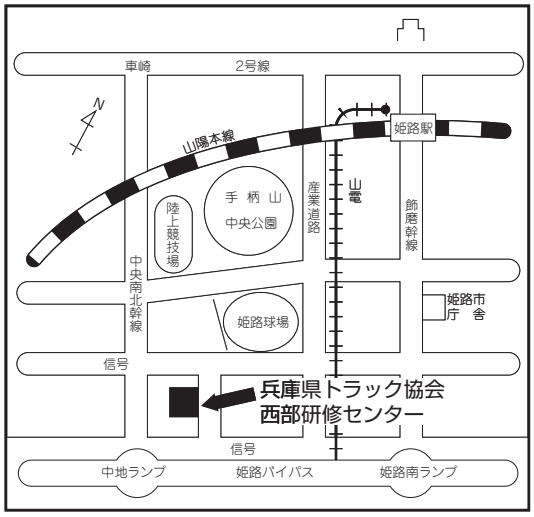

■姫路バイパス中地ランプからバイパス北側道路を東へ１００㍍、信号を左折。

姫路市中地字村東26－1
兵庫県トラック協会西播支部

公共の交通機関をご利用下さい。

お車の場合、会場に付属するトラック協会西播支部の駐車場は協会来客者のためのものですので、講習受講者の方は、駐車は御遠慮下さい。

手柄山中央公園または姫路球場付近の駐車場（有料：１回200円）をご利用下さい。

様式 5

受付番号＿＿＿＿＿＿＿＿

写真貼付して下さい。 縦3.5ｃｍ 横2.5ｃｍ

受講申込書

はい作業主任者技能講習会

修了証台帳

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	年　月　日生	交付年月日		※
現住所 （修了証に載ります）	〒 電話（携帯電話）	本籍	都道府県	
勤務先	所在地	〒 電話　ＦＡＸ		
	名称			

証　明　書

受講者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に　年　月から　年　月まで3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成　年　月　日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

書替・再交付年月日	※　年　月　日

（注）※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為のみに使用します。

平成24年度 労働安全衛生法に係る技能講習 実施計画表（予定）

兵庫労働局長登録教習機関
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

○ フォークリフト運転技能講習［兵労基安登録第12号］（各回4日間　定員 50人／回）
31時間講習（4日間）、11時間講習（2日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期				講習科目（時間）	種類	実施場所
第1回	平24 6月	2日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）**修了試験**	学科	神戸港湾教育訓練センター（神戸市）
		3日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	
		9日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		10日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）**修了試験**		
第2回	11月	10日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）**修了試験**	学科	
		11日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	
		17日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		18日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）**修了試験**		
第3回	平25 3月	9日（土）	8:30 ～ 18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4）**修了試験**	学科	兵卜協研修会館
		10日（日）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾教育訓練センター（神戸市）
		16日（土）	8:00 ～ 17:10	走行の操作（8）※		
		17日（日）	8:00 ～ 18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4）**修了試験**		

◆ はい作業主任者技能講習［兵労基安登録第14号］（各回 2日間）

実施時期				講習科目（時間）	定員	種類	実施場所
第1回	H24 7月	18日（水）	9:00 ～ 16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）**修了試験**	50	学科	兵卜協西部研修センター（姫路市）
		19日（木）	9:00 ～ 16:50				
第2回	10月	17日（水）	9:00 ～ 16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）**修了試験**	50	学科	
		18日（木）	9:00 ～ 16:50				
第3回	H25 2月	20日（水）	9:00 ～ 16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1）**修了試験**	100	学科	兵卜協研修会館（神戸市）
		21日（木）	9:00 ～ 16:50				

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成 24 年 3 月末現在）　　（単位：円／リットル）

区分 / 元売名	ローリー 平均	組合 平均	カード 平均	スタンド 平均	
新日本	112.34	115.50	124.36	116.57	兵ト協調べ
出光	110.98	116.77	117.33	116.25	
Ｊエナジー				135.00	
コスモ	111.80	112.26	119.60	114.75	
昭和シェル	112.20			114.00	
モービル	108.24		122.00	111.00	
エッソ	107.10	111.50		122.00	
その他	111.44	109.87	115.91	117.31	
総計	111.12	112.22	119.45	117.59	
24／2 全国平均	102.27	調査なし	108.37	109.34	全ト協調べ
24／2 近畿平均	101.84		108.01	109.85	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）　　（単位：円／リットル）

区分 / 集計月	ローリー 平均	組合 平均	カード 平均	スタンド 平均
平成23年 4 月	106.82	104.08	112.96	113.78
平成23年 5 月	109.07	111.02	116.99	116.76
平成23年 6 月	105.65	109.19	116.20	114.31
平成23年 7 月	104.21	106.59	111.74	113.99
平成23年 8 月	103.34	106.40	112.35	112.46
平成23年 9 月	99.94	104.05	111.64	110.72
平成23年10月	97.47	100.19	108.98	108.47
平成23年11月	96.40	99.26	106.54	107.57
平成23年12月	100.42	101.34	108.06	107.26
平成24年 1 月	100.61	101.83	109.32	108.53
平成24年 2 月	100.18	103.39	110.08	110.32
平成24年 3 月	103.11	103.91	110.52	110.72
平成24年 4 月	111.12	112.22	119.45	117.59
年間平均	102.95	104.88	111.91	111.73

※前月分の価格データを集計しています。　　（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
24. 3 .29	神戸中央	一般	㈲阪神急送	杉　本　秀　和	〒650-0022 神戸市中央区元町通7丁目1-2　TEL　078-367-1733 ネオアージュ神戸元町101　FAX　078-367-1755
3 .30	西播	一般	播磨エナジック㈱	鈴　木　孝　則	〒672-8555　TEL　079-234-7173 姫路市飾磨区中島3001　FAX　079-234-7185

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
24.3.31	東播	一般 利用	㈱　フ　ジ　ツ　ー	藤　森　努
3.31	西播	一般 利用	㈲　石　河	松　元　五　男
3.31	明石	利用	コ　マ　ツ　物　流　㈱	田　村　耕　司
3.31	東神戸	利用	ア　ー　リ　ア　物　流　㈲	森　本　克　幸
4.2	西播	一般	㈱ 協 同 テ ク ノ ス	平　松　伸　基
4.9	西播	一般	㈱　出　田　興　業	出　田　義　則

変更届

届出年月日	会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
		分　割	㈱岩　城　通　商	㈱ロジテム・イワキ
	30	譲渡譲受	翔　運　輸	㈱翔　運　輸
24.3.21	115	代表者	エ ビ ス 物 流㈱ 戎　八　次	戎　俊　行
3.21	2	代表者	㈱ア　リ　オ　カ 辰　巳　勝　之	岸　田　治　夫
3.21	30	代表者	神　東　産　業㈱ 丸　山　猛	丸　山　泰
3.26	82	住　所	三 輪 運 輸 工 業㈱ 神戸市中央区脇浜町２丁目11-１	〒651-0072 神戸市中央区脇浜町２丁目１-16

4.4	152	名　称	フットワークエクスプレス㈱	トールエクスプレスジャパン㈱
4.5	201	名　称	石　　栄　　丸㈱	石　　榮　　丸㈱
4.6	1	住　所	ア サ ン 産 業㈱ 尼崎市七松町３丁目14-34	〒660-0052 尼崎市七松町３丁目３-15
4.9	105	名　称	㈱兵 庫 高 速 運 輸	㈱ヒ ョ ウ コ ウ
4.9	30	代表者	第 一 運 輸 作 業㈱ 礒　野　五　郎	礒　野　功　裕
4.11	149	住　所	大 三 運 輸 工 業㈱ 神戸市中央区脇浜町２丁目11-１	〒651-0072 神戸市中央区脇浜町２丁目１-16
4.16	174	名　称	東 洋 テ ッ ク㈱	東洋テック姫路㈱
4.17	14	代表者	阪神センコー運輸㈱ 表　　卓　哉	八　巻　達　也
4.19	136	代表者	飛　田　運　送㈱ 飛　田　一　季	飛　田　義　美

＊　＊

兵ト協ニュース４月号会員だより「入会届」の一部記載事項に誤りがあり、会員の皆様にご迷惑をお掛けしましたこと、心よりお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

会　社　名	正	誤
㈱メイセイトランスポート	支部　東部	支部　神戸中央

協会日誌

月日	行事名	場所
4・2	スタンプラリー実行委員会	兵ト協
5	兵ト協本部研修センター　起工式	兵ト協
	兵ト協　正副会長会議	兵ト協
	春の全国交通安全運動出発式	兵庫県警察本部玄関前
6	春の全国交通安全運動	
9	重量.鉄鋼部会「正副部会長・監事合同会議」	神戸市勤労会館
10	交通死亡事故ゼロを目指す日	
11	ダンプ部会役員会	兵ト協
	自動車関係団体連絡会	自動車会館
12	全国専務理事業務連絡会議	全ト協
13	兵青協ＨＯＴ 21「正副会長・監事」役員会	「花隈鈴江」神戸市中央区
16	近ト協　幹事会	大ト協
17	監事監査	兵ト協
	全ト協「重量部会総会」打合せ	淡路
18	海コン部会　兵庫・大阪合同役員会	大ト協
	百貨店部会「正副部会長会議」	兵ト協
19	三木会	兵庫陸運部
20	交通安全下敷き贈呈式	玉津第一小学校
	陸災防近畿ブロック事務局連絡会議	京都府トラック協会
21	兵ト協　北播支部総会	西脇ロイヤルホテル
23	下請適正取引・燃料サーチャージ説明会	西部研修センター
	兵青協「監査」	兵ト協
24	全ト協緊急救援輸送検討小委員会	全ト協
	兵ト協　交付金運営委員会	六甲勤労市民センター会議室E
25	兵ト協　公益法人移行検討委員会	兵ト協
	兵ト協　正副会長会議	神戸市勤労会館講習室406号
	兵ト協　常任理事会・総務委員会合同会議	神戸市勤労会館講習室405号室
26	下請適正取引・燃料サーチャージ説明会	神戸中央港湾労働者福祉センター
	兵ト協　神戸中央支部通常総会	神仙閣
27	ＫＴＳ「ロジスティクス研修会」	大ト協
	チャレンジ 100 実施結果検討会	パレス神戸2Ｆ会議室
	－５月の予定－	
5・1	兵ト協　幹部会	兵ト協
7	全ト協　ＤＰＦ問題対策小委員会	全ト協
8	全ト協　重量部会　常任委員会及び特殊車両通行許可制	全ト協
9	全ト協引越部会　分科委員会	全ト協
	兵ト協　理事会	神戸市勤労会館
	自動車関係団体連絡会	自動車会館
12	兵ト協　西神戸支部総会	ホテルオークラ神戸
13	兵ト協　東神戸支部総会	ホテル竹園
15	燃料価格高騰による経営危機突破全国統一行動	大阪城公園
16	Ｈ 24 年度安全性評価事業説明会	神戸中央港湾労働者福祉センター

月日	行事名	場所
5・16	全ト協　第 96 回交付金運営中央委員会	全ト協
	ＫＴＳ正副会長会議	グリーヒルホテル神戸
17	Ｈ 24 年度安全性評価事業説明会	和田山ジュピターホール
	兵ト協　東播支部総会	加古川市民会館
18	兵ト協　兵庫支部総会	神仙閣
	兵ト協　西宮支部総会	ノボテル甲子園
19	兵ト協　明石支部総会	明石支部
20	エコ・セーフティドライブコンテスト	クレフィール湖東
21	ダンプ部会通常総会	兵ト協
	兵青協「通常総会」	ホテル北野プラザ六甲荘
22	集合指導（明石地域）	兵庫県トラック協会明石支部
	兵ト協　淡路支部総会	
23	Ｈ 24 年度安全性評価事業説明会	西部研修センター
	尼運協　総会	都ホテルニューアルカイック
25	陸災防本部　理事会及び通常総代会	東京都「品川プリンスホテル」
	兵ト協　東部支部総会	伊丹シティホテル
27	兵ト協　但馬支部総会	川口屋リバーサイドホテル
28	兵ト協　西播支部総会	西播支部
29	兵ト協　通常総会	ＡＮＡクラウンプラザホテル神戸
30	第 33 回引越部会（総会）	全ト協
	兵庫県不正軽油対策協議会	
	－６月の予定－	
6・2	フォークリフト運転技能講習（学科）	神戸港湾教育訓練協会
3	フォークリフト運転技能講習（実技１日目）	神戸港湾教育訓練協会
5	近ト協　幹事会	大ト協
	運輸安全マネジメント研修会	西部研修センター
6	全ト協　常任理事会・理事会合同会議	全ト協
8	全ト協第 67 回鉄鋼部会	横浜
9	フォークリフト運転技能講習（実技２日目）	神戸港湾教育訓練協会
10	フォークリフト運転技能講習（実技３日目）	神戸港湾教育訓練協会
12	重量.鉄鋼部会「平成 24 年度通常総会」	ホテルニューアワジ
	トラックの日の行事検討プロジェクト	兵ト協
	運輸安全マネジメント研修会	兵庫農業会館
	全ト協重量部会平成 24 年度通常総会	淡路ホテルニューアワジ
13~15	運行管理者基礎講習	神戸港湾労働者福祉センター
18	陸災防本部全国支部事務局長会議	メルパルク東京
19	近ト協　理事会	
21	全ト協　通常総会	
23	兵ト協　丹有支部総会（～ 24 日）	飛田高山方面
28	全ト協海コン部会正副部会長・監事合同会議	ホテルセンチュリー静岡
	全ト協海コン部会総会	ホテルセンチュリー静岡
30	天狼会　総会	淡路

安全と安心をはこぶ Gマーク

―平成24年度　貨物自動車運送事業安全性評価事業―

「安全性優良事業所」認定のための申請 7月開始！

申請書類の頒布期間
平成24年5月1日（火）～6月29日（金）土・日、祝日を除く

申請期間
平成24年7月2日（月）～7月13日（金）土・日を除く

※申請書類は当該事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で入手してください。

安全認定
安全性優良事業所

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（公益社団法人全日本トラック協会）では、「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度を実施しています。

Gマークは、厳しい条件をクリアした安全性の高い優良な事業所だけが取得できる、「安全・安心・信頼」のしるし。

より安全な輸送社会の実現に向けて、Gマークのトラックは走り続けています。

国土交通大臣指定　全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
http://www.jta.or.jp

公益社団法人 全日本トラック協会
〒163-1519
東京都新宿区西新宿1-6-1新宿エルタワー19階
TEL.03（5323）7245　FAX.03（5323）7230